

事 務 連 絡
平成 30 年 2 月 14 日

都道府県
各 指定都市 障害保健福祉主管課 御中
中 核 市

厚生労働省社会・援護局
障害保健福祉部障害福祉課

平成 30 年度以降における福祉・介護職員処遇改善加算の取扱いについて

障害福祉行政の推進につきましては、日頃からご尽力を賜り厚くお礼申し上げます。

標記については、現在、平成 29 年 3 月 28 日付け障障発 0328 第 1 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知「福祉・介護職員処遇改善加算及び福祉・介護職員処遇改善特別加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」に基づき、その運用を行っているところです。

今般、平成 30 年度障害福祉サービス等報酬改定を踏まえ、当該通知については、平成 30 年 3 月 31 日をもって廃止することとし、新たな通知については、報酬改定に係る関係告示の公布後に発出する予定としておりますので、参考として別添のとおり通知案を送付いたします（現行の通知からの変更点については、下記（１）をご参照ください。）。

また、平成 30 年度の加算の算定に当たり、都道府県知事等への届出の期限については、通常 2 月末日となっているところですが、平成 30 年度当初の特例として、下記（２）の取扱いとすることを予定しておりますので、各都道府県等におかれましては、内容をご了知の上、貴管内市町村、事業所等に周知をお願いいたします。

記

（１）主な変更点について

平成 29 年度通知からの主な変更点は、以下のとおりです。

- 第 1 の 7 について
 - ・「平成 29 年度当初の特例」を「平成 30 年度当初の特例」に変更
- 第 1 の 12 について
 - ・障害者総合支援事業費補助金の事業の名称変更等に伴う所要の変更
- 別紙 1 について
 - ・加算算定対象サービスに「共同生活援助（日中サービス支援型）」及び「居宅訪問型児童発達支援」を追加
 - ※ 就労定着支援及び自立生活援助は算定対象外

(2) 平成 30 年度当初の特例について

平成 30 年 4 月から処遇改善加算を取得しようとする障害福祉サービス事業者等は、同年 4 月 15 日までに計画書等を都道府県知事等へ提出する。

※ 既存の加算算定対象サービスについても、当該特例の対象とする予定

※ 通常の手扱い

加算を取得しようとする障害福祉サービス事業者等は、加算を取得する年度の前年度の 2 月末日までに、障害福祉サービス事業所等ごとに、当該障害福祉サービス事業所等の所在する都道府県知事等に提出するものとする（「福祉・介護職員処遇改善加算及び福祉・介護職員処遇改善特別加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」（平成 29 年 3 月 28 日障障発 0328 第 1 号）抜粋）

（本件連絡先）

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部

障害福祉課 評価・基準係

電 話：03-5253-1111（内線 3036）